

《大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（要旨）》

日 時	令和 7 年 5 月 21 日（水） 10 時 30 分開会～11 時 30 分閉会
場 所	大津市役所 本館 4 階 第 4 委員会室
出席委員	①被保険者を代表する委員 田中勉委員、中尾文委員、澤憲委員 ②保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 大村具子委員、木村誠委員 西村秀明委員 ③公益を代表する委員 結城慶一委員、玉井泰子委員 ④被用者保険等保険者を 代表する委員 奥野武浩委員 以上 9 名出席
傍 聴 者	4 名
事務局職員	小野 健康福祉部長、大石 健康福祉部次長、 谷口 保険年金課課長、中江 健康推進課課長 神山 保険年金課課長補佐、木本 健康推進課課長補佐 大畑 保険年金課主幹（収納係長）、近藤 保険年金課管理賦課係長 山本 保険年金課資格給付係長、水野 保険年金課主任、 濱田 保険年金課主事、原田 健康推進課健康支援係長、 以上 12 名
議事	（1）令和 7 年度大津市国民健康保険の保険料率（案）について
報告事項	（1）令和 6 年度大津市国民健康保険事業特別会計決算見込について

事務局	お待たせいたしました。 定刻になりましたので、川端委員がまだお越しではありませんが、ただ今より、大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。開催にあたりまして、健康福祉部長の小野が御挨拶申し上げます。
部長	(部長挨拶)
事務局	続きまして、本協議会会長から御挨拶をいただきます。 会長、よろしくお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 それでは、本日の会議を始めます前に、事務局職員に異動がございましたので、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。 (順次、事務局職員自己紹介)
事務局	それでは、会議に入らせていただきます。 まず、本日の委員の出席状況について、御報告させていただきます。 公益代表 2 名、保険医等代表 3 名、被保険者代表 3 名、被用者保険者代表 1 名、合計 10 名中 9 名の委員様に出席を賜っております。 従いまして、大津市国民健康保険条例施行規則第 3 条、第 3 項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。 それでは、議事に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきます。 (資料の確認)
事務局	次に、御発言いただく際のマイクの使用方法についてですが、御発言のある方は、挙手をしていただき、会長の御指名を受けた後にマイクの中央部分の銀色のボタンを押していただいてから、御発言をお願いいたします。 御発言を終えられましたら、マイクを切っていただくようお願いいたします。 それでは議事に入らせていただきます。 以降の進行につきましては、大津市国民健康保険条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、結城会長に議長をお願いいたします。 それでは、結城会長よろしくお願いいたします。
会長	それでは始めさせていただきます。

	まず議事に入ります前に当協議会の公開について、委員の皆様と確認をいたします。 当協議会は、議事録を公開といたしますので、よろしくお願いいたします。 また、本協議会は、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、一般公開とさせていただきます。 現在、傍聴の希望者がいますので、傍聴を承認することよろしいでしょうか。 (承認)
会長	それでは、傍聴者に入室いただきます。 (傍聴者入場)
会長	それでは、次第の3、議事(1)令和7年度大津市国民健康保険の保険料率(案)についてを議題とし、事務局に説明を求めます。 それではご説明をさせていただきます。
事務局	(令和7年度大津市国民健康保険の保険料率(案)について説明)
会長	ただ今の事務局からの説明に対する、御意見御質問はございませんか。
委員	今年のこの数字はどのように算出されたかについて、詳しく説明をしていただいて良かったと思います。 その中でやはりポイントになるのが4番の財政調整基金等の活用のところですね。 2億3,000万円の根拠がどこにあるのかということを目にしていたのですが、前年度末の基金の残高3億4,000万円と剰余金1億2,000万円を合計した額を、令和7年度、令和8年度の2年間で使うので、半分にしたということですよね。 その半分にしたという根拠が、2年だから半分というのはちょっと単純というか、計算したらそうなるかもしれないけれど、根拠としては余りに薄弱なのではないですか。 今年から来年にかけて、社会の推移とか、経済状況の推移とか、あるいはもう一つ言えば、年度末には今年度の剰余金がいくらかまた生じるわけでしょう。それも入れないといけないですね。 ですから単純に今ある基金残高と昨年度の剰余金と、それを足して半分にするというのでは、何か説明になっているように聞こえて、実は何も説明してないように思うのです。 2億3,000万円という数字を変えれば、結果の料率の数字に影響してくるわけですから、2億3,000万円に決められた根拠とか、この数字が妥当だという理由、そういうものをもう少しきちんと示していただきたいと思います。

事務局	ただ今の御質問につきましては、財政調整基金等の活用についてどういった根拠でもってして、定めたのかというような御質問であったかと考えております。 私どもも、この結論を出すまでの間に、県が示しております料率の上昇に対して、どういったタイミングで基金をどれだけ入れるべきなのかということについては、種々議論をしておるところでございます。 ただその中でも先ほど申し上げましたように、今年度物価の上昇が大変厳しい状況にあります。 そのため、モデル世帯においてはできるだけ据え置きにできることが良いということと併せまして、先ほど申し上げましたように、財政調整基金を残していても、活用するところが今後令和8年度しかなくなってくる中で、半分ぐらい入れさせていただいたら、モデル世帯での上昇を大分抑え、そして来年度にも一定残せるというところで、その金額を入れさせていただく案としたというのが、一定の結論でございます。 おっしゃっていらっしゃるような今後の物価の上昇見込みとか、そういうものも確かにあります。特に来年、子ども子育て支援制度というのが創設されますので、半分残しているというような状態でございます。
委員	それ以上説明のしようがないということであれば仕方がないので、もう1つの質問に移ります。 医療分と支援分と介護分という3つの分野に分かれていて、2億3,000万円を、その3つの分野に振り分けられていますよね。 これはどういうふうに決められたのですか。例えば医療分では、1億5,640万円使うということになっていますけれど、これは2億3,000万が先に決まってそれを適当に振り分けたということなのか、それとも医療分、支援分、介護分でそれぞれいくらずつ、基金を使うのが適切であるかというのを先に決めて、それを足したら合計で2億3,000万円になったという、そういう順番なのかどちらなのか。 この分野ごとの基金の使い方の説明も根拠が全く分らないです。
事務局	御質問は財政調整基金等をそれぞれの3つの分野、すなわち医療分、支援分、そして介護分にどのように入れているのか、あるいはそれぞれの割当てがあって2億3,000万円が算定されたのかというような旨の御質問であったかと捉えております。 議論の流れから申し上げますと、まず先に活用可能な財政調整基金等のうち2億3,000万円の活用を決定しております。 その次に3分野に対してどのようなバランスで基金等を入れていくのかという話になってくるのです。 これに関しましては、それぞれ均等に行き渡るようにしないといけないと考えておまして、それぞれ元となる事業費納付金の額、このバランスに応じて、それぞれ2億3,000万円を割り振っているという形になります。 事業費納付金のバランスに応じて、財政調整基金等もそのバランスに基づいて入れさ

	せていただくという考え方を採っておるところでございます。 以上でございます。
委員	一応、説明をされたようには聞こえるのですが、内容的には何も説明したことになってない、こういう計算をしたらこうなりましたと言っているだけでしょう。68%ぐらいを医療分に入れて、24%ぐらいを支援分に入れて、残り8%を介護分に入れるという、その元々の割合があって、それに応じて割り振っただけですよね。でもそこを変えると、結果の料率がわずかかかもしれないですけど、動いてくるわけですから、そういう説明だけで良いとは私はちょっと思えないです。 今回のこの会議では、この議題が審議事項になっていますから、これでOKかどうか、後で賛否を問われるわけですね。そうすると、今のような説明では、判断に困るわけです。出てきた数字だけを見て、これで良いとか悪いとか言えるわけではないので、我々が判断するとしたらこの数字がどういうプロセスで、どういう根拠に基づいて出されたのかということをよく聞いて、それならこれでいいでしょうか、そういう判断をするしかないのです。結果だけで判断するわけではないですから、もう少しそのプロセスをきちんと説明していただきたいと思いました。
事務局	今の御質問というのは、2億3,000万円がもし仮にあるとして、それを例えば介護分に重点的に入れるべきだとか、或いは支援分に重点的に入れるべきだとか、いや医療分にもっと力を入れるべきだとかそういう議論が、有ったのか無かったのかというような御質問であったかと考えております。 私どもといたしましては財政調整基金等を活用する効果が、この3分野に均等に行き渡るように、それぞれ入れているというのがお答えになります。 今申し上げたように介護分だけ優先的に配分すると不平等な取扱いになるのではないかとこともありますので、いろいろな御意見もあろうかと思うのですが、一定そういう形で均等に投入をさせていただいているものでございます。 以上でございます。
会長	他に御意見、御質問はございませんか。
会長	この今回の収納率は、これの根拠は何ですか。
事務局	収納率のお話でございます。 これまで算定におきましては、95%という数字を採っておりましたが、今回は95.63%という数字を採らせていただいております。 この数字につきましては県が示しております標準的な収納率ということになるのですが、実際に令和2年度は95.5%ですが令和4年から95.63%だとか、令和5年は95.64%という数字が表れておりますので、一定、県が示したこの標準的な収納率であ

	っても、最近の数字としては、賄える数字なのかなと考えまして、この数字を採用しておるところでございます。 お答えになっているかわからないのですが、このような算定でございます。
会長	大津市独自の収納率はわからないのですか。それとの乖離はあるのですか。
事務局	先ほど私が申し上げた令和２年度では 95.55%、令和３年度に 95.74%、令和４年度が 95.63%、次の令和５年度が 95.64%というのが、大津市の実際の数値でございます。
事務局	先ほどの説明にもありましたが、令和５年度の最終の収納率は 95.64%になっております。 令和６年度についてはまだ最終のデータが出ておりませんで、現在の把握している範囲では、94.53%が収納率となっております。現時点の情報では、最終的な数値がまだ反映されておりませんので、収納率が下がっているということです。
会長	その点、県の標準とこちらの基準はほぼ一致しているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい。
会長	他に御意見や御質問はございませんか。
会長	結果として、これは県の標準保険料率よりも低い結果になったということでしょうか。
事務局	先ほどの御質問は、県の標準保険料率と比較してのお話かと思えます。 県の標準保険料率と比べ、全ての料率で下回った数値を出させていただいております。 以上です。
会長	他に御意見や御質問はございませんか。 (意見なし)
会長	無いようですので、本議題については、御承認いただいたものとするに御異議ございませんか。 (異議なし)

会長	ありがとうございます。 御異議がないようですので、御承認を得たものといたします。
会長	次に、次第の４、報告事項の第１ 令和６年度大津市国民健康保険事業特別会計決算見込について事務局に報告を求めます。
事務局	(令和６年度大津市国民健康保険事業特別会計決算見込について報告)
会長	ただ今の事務局からの報告に対する御意見、御質問はございませんか。
委員	２件ありまして、１件は質問で、もう１件は要望です。 まず質問からですが、単純な質問で、歳出の６番の基金積立金についてです。９６万３,０００円という金額ですが、これは基金の利子収入であるとおっしゃいました。ですので、実質的に新たに基金に繰り入れることはないということです。そもそも予算の段階では歳入よりも歳出の方が多い、つまり赤字でしたので、新たに基金に繰り入れることはないというのは理解できます。 しかし、現在の決算見込みでは、歳入も歳出も減少し、歳出の減少幅が大きいため、２億２,３００万円の剰余金が残る状況です。このような状況でも、新たな基金への繰入れをしないのは、そもそも行政では、そういう状況の変化があっても予算通りとするものなのか、それとも基金が将来的に使えなくなってしまうため、入れる意味がないから入れないということなのか、御教示ください。
事務局	御質問の意図は、決算見込みで一定の剰余金が出ているにもかかわらず、それを基金に積み立てない理由についてお尋ねのことかと思います。 御質問に関しては、この剰余金には一定の必要な額があり、その一部は交付金の返還や、保険料の還付額として一定お金を蓄えておく必要がございます。また、先ほどの説明のように、この資金を保有することで、保険料率の上昇抑制に役立てていると理解しております。 以上でございます。
委員	先ほどの資料１の議題１の説明では、剰余金と基金を合算して次の料率計算に使用すると述べられていたので、どちらにあっても使えるはずです。その点で、今の説明は十分ではないと思いますが、この件については、単純に疑問に思っただけなのでこれで終わりにします。 次に２点目の要望です。 こういった決算の資料は、いわゆる企業会計などというところの損益計算書に当たるもので、１年間の収支の差額がどうだったかということを示すものですよね。決算では

	通常、必ずそれと合わせて貸借対照表を出します。それは企業だけではなく、公益法人はもちろん、様々な任意団体でも、きちんと会計を行っているところは貸借対照表も出します。 そういう視点から、この資料の中にもそれに相当するものを出していただけると良いのではないかと思います。 何が記載されるかは、よく分かりませんが、少なくとも基金の残高は貸借対照表、つまりバランスシートに入るべきだと思います。 この資料を出す際には、基金の残高も併せて示していただけると助かります。 先ほどの議題1のときの議論の際にも、基金をいくら使って、残高がどうなるのか、が関係しました。昨年も質問をした記憶がありますし、一昨年も同様だった気がします、毎年これに関連した質問してきたように思います。 決算資料に、基金の残高を示すことは、この国民健康保険事業会計の貸借対照表、バランスシートを提示するということを意味します。 ですので、それを示していただけると、資料がとても分かりやすくなると思います。
事務局	おっしゃる通り、複式簿記においては、貸借対照表対照表やバランスシートは決算公表時には必ず含まれると認識しています。 ただし、市役所の会計は大半が単式簿記を採用しており、現状の決算の公表にあたってはこのような形で表示しています。 しかし、公会計の考え方も最近取り入れられていますので、それを参考にしつつ、次回どのように示せば、より分かりやすくなるかを考えた上で公表したいと思っております。 以上でございます。
会長	基金の残高は議会に出す決算書に載りますよね。ですから、ここに示されていないだけで、実際には持っているものですよ。 ですので、この協議会の資料として記載すべきという委員からの意見かと思います。
会長	よかったとか悪かったということを単純には言えないかもしれませんが、この決算については、どう評価されているのでしょうか。
事務局	基本的には赤字にならないことが重要であると考えています。 もちろん基金を繰り入れて、黒字化している部分はありますが、それも含めての予算及び決算ですので、赤字にならないことが最も重要だと思っています。 赤字にはなっていないという点で、一定の評価はできるかと感じています。 以上です。
会長	基金が4億6,000万を見込んでの黒字という形ですが、それを除いても黒字でないと

	納得しにくい部分がありますね。その点が評価の違いかと思います。
委員	先ほどの事務局の方のような意見が出るので、バランスシートを示して欲しいのです。 単年度での赤字や黒字は一つの評価ですが、この資料においては、繰越金が歳入に含まれています。繰越金はバランスシートで示されるべきものであり、単年度でなく過去からの剰余金が積み重ねられたもので、企業の内部留保のようなものですので、それを含めた数字で単年度の評価をするのは不適切です。 単年度の損益計算と年度末の貸借対照表を合わせて示し、それぞれ見方が異なるということを十分に意識して判断していただきたいと思います。
会長	他に御意見や御質問はございませんか。 (意見なし)
会長	無ければ報告以外で全般について何か御意見や御質問はございませんか。
委員	すみません。非常に初歩的な質問なのですが、保険料の推移に関連しているモデル世帯についてお伺いしたいと思います。8 ページにあるモデル世帯として、所得 250 万円、給与所得者 1 人、40 歳夫婦プラス子ども 1 人の世帯で算出されているそうですが、実際に大津市にこのような家族構成の家庭がどのくらいあるのでしょうか。モデルというのは、ある意味、大津市の市民を代表する形であるべきだと思います、もしこのままでは、子どもが 1 人しかいない家庭を前提とすることになり、子どもが少なくなる未来が想起されるかと思いますが、行政としてどのように考えているのでしょうか。
事務局	最初の御質問についてですが、このような世帯構成が大津市にどのくらいの割合で存在するかという統計は、申し訳ありませんが、現時点では提供できません。 ただし、この所得レベルが大津市の中では比較的多い構成の一つであると考えています。 後段の御質問に関してですが、現在保険料は基本的に率で表す形になっているため、住民の皆様に分かりやすくお伝えする方法として、モデル世帯という考え方が用いられています。 このモデルは標準的な世帯の一例として提示しているもので、他の選択肢を排除するようなものではありません。子どもが 2 人、3 人いるケースも含めた多様なパターンをお示しすることが、子どもの増加に寄与するようでしたら、検討したいと思います。
会長	「モデル世帯」とするより、「パターン 1」「パターン 2」などとする方が良いかもしれません。 他に御意見や御質問はございませんか。

委員	健康推進やケアに関連する保健事業についての質問です。医療費等の削減につながる取組として、県では「B I W A - T E K U」といった事業をされていますが本市でも市民を巻き込んで、例えば人間ドックを受けた方や健康講座に参加した方に、ポイントやメリットを提供するといった取組を推進できれば、市民の健康推進や平均寿命の延長に繋がると思います。そういった取組は健康福祉部の所管となるのでしょうか。予算も必要になると思いますが、その辺についてのお考えをお聞きかせいただければと思います。
事務局	「B I W A - T E K U」についてですが、大津市もこの事業に参画しており、健康推進課が所管しております。健康増進事業を推進することによって、保険事業の負担を軽減できるという観点からも、積極的に取り組んでおります。 以上でございます。
委員	実際どの程度「B I W A - T E K U」の知名度が浸透しているのか、私にはわかりません。 スマホを使わない高齢者でも参加できるようにペーパーベースの冊子を配布し、参加者にはスタンプを押して集めると何かしらのメリットがあるようにすれば、より身近に感じてもらえるのではないのでしょうか。 大阪府にある裕福な自治体でもそのような取組を行っています。 そのためにはお金がかかりますが、社協とタイアップしてこうした取り組みを進めるのも良いのではと思います。
会長	事務局からコメントはありますか。
事務局	長寿福祉課では 65 歳以上の高齢者を対象に、(身近な場所である) 平和堂や老人福祉センターで健康教室を開催しています。国民健康保険に加入している 65 歳から 74 歳の方にも、講座についての情報提供を行っています。 以上です。
委員	例えば冊子を渡すなどして、それをより見える形にできれば、よりわかりやすくなるのではと思います。 是非そういった取組をお願いしたいです。 以上です。
会長	要するに、デジタルに不慣れな高齢者のためにも、参加しやすい方法を考える必要があるということですね。 何でもスマホだけで済ませてしまうのは問題ですね。

会長	他に御意見や御質問ございませんか。
委員	前回は話題に出ました、マイナ保険証と資格確認書についてです。 そもそも資格確認書は、マイナ保険証を持たない人が保険の資格を示すため、従来の紙の保険証に代わって使用するものでした。ですから、マイナ保険証を持っている人には資格確認書は発行されないということだったと思います。 しかし、最近になって、厚生労働省が、後期高齢者医療保険制度の被保険者に対しては、マイナ保険証を持っている人も含めて全員に資格確認書を交付する方針を明らかにしました。国民健康保険については特に言及がなかったので、従来通りマイナ保険証を持たない人だけに資格確認書を発行するという方針だと思います。 そういう状況の中で、一部の地方自治体では、国民健康保険においても、マイナ保険証の有無にかかわらず全員に資格確認書を発行することを決定したところが出てきていると聞いています。 そこでお伺いしたいのですが、この件に関して大津市として詳しい情報をお持ちなら教えてください。また、このような動きに対して大津市はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。
事務局	国民健康保険に関しては、最近、2自治体ほどが、全員に一齐に資格確認書を発行するという方針を打ち出したというニュースを耳にしております。しかし、昨年の11月国からのQ&Aが通知の最後となっており、それ以降、取扱いに関する変更については特に国から通知がない状況です。したがって、現在のところ、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、お持ちでない方には資格確認書を発行するという形で準備をしております。 以上です。
委員	厚生労働省が国民健康保険に関する資格確認書の扱いを変えてないことは理解していますが、一部の自治体が厚生労働省の方針とは異なる決定をしていて、厚生労働省もそれを止めるのが難しいということではないでしょうか。 このような状況を踏まえ、大津市としても、資格確認書を全員に交付する対応を検討されてはどうかと思います。 検討した結果、大津市としては従来の方針を維持するのであれば、それはそれで構いませんが、大津市としても検討する価値はあると思います。 2つの自治体がどのような考え方でそのような方針を決定したのかについては分かりません。 ホームページには「全員に送ります」と書かれていましたが、その理由についての説明がありませんでしたので、例えば、行政的な手間を省くためかもしれません。 前回の会議で少し申し上げましたが、私は、マイナ保険証を普及させるためにも、現

	時点では資格確認書を全員に送付した方が良いと考えています。 つまり、現在の厚生労働省の方針では、マイナ保険証を持っている人には資格確認書を発行しないとしていますので、この方針を貫くと「資格確認書が欲しいなら、マイナ保険証の登録を解除してください」ということにならざるをえないのですが、それではマイナ保険証の普及には繋がらないだろうと考えています。 2つの自治体がどのように考えているかはわかりませんが、大津市として是非この観点から検討いただきたいと思います。 先ほど申し上げたように、その結果として「やはり実施しない」という結論に至るのであれば、それはそれで構いませんが、検討だけは是非お願いしたいと考えています。 最近の動きから改めてそのように感じましたので、前回、そして前々回に引き続き申し上げます。今回で最後にします。
事務局	資格確認書の全員への交付という件について、御意見をいただきました。 私たちの立場としては、厚生労働省から明確な形で示されているように、マイナ保険証をお持ちの方には資格確認書を発行しないという方針があるため、その方針に基づき検討することは基本的に行うべきではないと考えております。 以上でございます。
委員	一言だけ追加しますと、大津市の立場も理解できなくはありませんが、国と自治体とは対等な立場であって、大津市は厚生労働省の下部機関ではないはずです。 大津市は厚生労働省の下請け機関ではないという前提に立って、是非大津市として主体的に検討していただきたいと思います。
会長	他に御意見や御質問はございませんか。 (意見なし)
会長	無ければ、以上をもちまして、本日の議事は終了とし、進行を事務局に戻します。
事務局	会長どうもありがとうございました。 また、委員各位には、議事の円滑な進行に御理解・御協力をいただきありがとうございました。 次回の本協議会は、秋頃の開催を予定しております。 日程が決まり次第、御案内をさせていただきますので、御出席賜りますようお願い申し上げます。 それでは、これをもちまして、会議を終了させていただきます。 ありがとうございました。

